

第31回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

記録：酒井

1. 日 時 平成27年5月18日（月） 午前10時～11時30分
2. 場 所 総合福祉センター「絆」会議室
3. 出席者
 - ・地域福祉計画推進会議委員
（叶井委員，富永委員，河野委員，井坂委員，野上委員，相巢委員，
須藤委員，大内委員）
 - ※小野寺委員は所用により欠席
 - ・アドバイザー 稲垣美加子先生（淑徳大学教授）
 - ・事務局 芳賀補佐，酒井主幹，高橋主幹，小原澤主事

4. 結 果（要点）

（1）前回議事録の確認について

- ・地域福祉計画推進会議スケジュール（案），第3次地域福祉計画の構成（案），第3次地域福祉計画の基本目標（案）については，資料を改めて提示することになったことを説明した。
- ・地域福祉計画推進会議委員の選任（案）については，現在委嘱のための準備作業を進めていることを説明した。
- ・稲垣先生からは，第3次計画に，東海村の将来を見据えた諸問題（若年層の貧困，身内による高齢者の財産搾取，福祉人材の質の低下など）を防止していくための項目（「若年層への支援」「権利擁護」「住民参加のサービス評価」）を新たに入れていってほしいというお話があったことを説明した。
- ・ここで，新たな地域福祉計画推進会議スケジュール（案）（資料2）を提示し，第5次総合計画後期基本計画のスケジュールと一致させていることや，地域福祉推進担当職員が，第5次総合計画後期基本計画の福祉部門ワーキング委員に就任していること，進行状況に応じて，第3次地域福祉計画の評価基準および評価方法についても検討する機会を設けることを説明した。

（2）第2次地域福祉計画の住民評価結果および総合評価結果について

- ・住民評価の結果は，「施策の方向性」25項目のうち24項目が行政評価と一致し，「基本目標」6項目についても，5項目は行政評価と一致した。評価が分かれた部分は，「子どもの権利擁護（アドボカシー）を推進します」の部分で，それに伴い「権利擁護」の部分でも評価が分かれたことを説明した。
- ・総合評価の結果「B」という結果になったことを説明した。
- ・第3次計画では，行政評価および住民評価の結果を踏まえ，両方でC評価だった「人的資源」「関係性の資源」「小地域福祉活動の推進」について重点的に行っていくことを説明した。
- ・資料5は，住民評価の際，委員の皆様および稲垣先生からいただいた御意見の中からC評価だった基本目標1・3・6についていただいた意見のみを抜粋したものであること，これらを第3次計画の施策に反映させていくことを説明した。

(3) 第3次地域福祉計画の基本目標(案)について

- ・基本目標1, 2は, 前計画の基本目標1, 6と同じ文言にしたことを説明した。
- ・基本目標3は, 前計画の基本目標3から文言を修正し, より連携の範囲を拡大してセーフティネットを拡大させると共に, 福祉部以外の課や関係機関, 住民と連携して様々な地域福祉施策を推進していくことを視野に入れていることを説明した。
- ・「施策の方向性」については, 今回の資料に提示したが, これらはいくまでも案であり, 詳細な検討については, 来月以降の会議で行うことを説明した。

【意見】

- ・第2次計画の評価でA・B評価だった施策の扱いについて, 稲垣先生から「前計画で目指したレベルが達成されたからといって、『課題達成』としてしまわず, 更に上を目指すべきである」という意見が出された(叶井委員からも同様の意見が出された)
- ・地域の新しい課題について, 稲垣先生から, 「前計画では触れられていないので, 第3次計画で新たに取るべきである。そのためにも基本目標を増やすべきである」という意見が出された。
- ・「権利擁護」について, 稲垣先生から「現在村でも様々な権利侵害事案が起こっており, 通常業務の範囲内で対応できるものではない。地域ネットワークを構築したり市民後見人を育成していくためにも, 基本目標に追加するべきである」というご意見が出され, 委員の皆さんの賛同もあり, 追加することになった。
- ・基本目標案2について, 叶井委員から「前計画と同じ文言ではなく, 『推進するための基盤づくり』という文言にかえるべきである」という意見が出された。
- ・叶井委員から, 小地域福祉活動実践者に, 福祉圏域ごとの各種データを提供する施策を行ってほしいという意見が出された。
- ・「CSWの設置」について, 叶井委員から「第3次計画でも盛り込んでほしい」という要望があり, 稲垣先生から「そのためには『地域診断』(アセスメント)を行い, より深刻度の高い危機的な地域をモデル地域に選定し, そこにまずCSWを配置し, その効果を検証していくことを第3次計画でできないか。」という提案がされた。
- ・基本目標案1について, 叶井委員から「前計画と同じではなく, 『人材を育成するための仕組みづくり』などに変えていくべきである」という意見が出された。
- ・富永委員長から, 「人材発掘・育成の必要性については以前から言われているが, 行政は具体的な施策を行っていないので, もっと具体的なことを行ってほしい。またその際は住民も協力していきたい」という意見が出された。
- ・基本目標案1～3について, 叶井委員から「第2次計画で実施できなかった要因を検証すると, 目標設定が変わってくるのではないか」という意見が出された。
- ・第2次計画で人材育成や小地域福祉活動の推進ができなかった要因について, 河野委員から「小地域福祉活動をしている人達の多くが地域福祉の概念を理解しないまま活動していることもその1つである」という意見が出された。
- ・ボランティア活動の有償性・無償性について, 河野委員から「今の住民は活動に報酬を求め, 無償では仕事を受けてくれなくなっているのだから, その辺をよく理解したうえで, 人材育成をしていかなければならないし, 仕組みを考えていかなければならない」という意見が出された。
- ・人材育成や小地域福祉活動の推進について, 以下の意見が出された。
 - 稲垣先生「10年前から課題として認識されているが, 何も行われて来なかったため, 今後は効果測定を行っていくべきである」
 - 相巢委員「そのためには, 住民から幅広く意見を集める方法を新たに考え, 会議に出ていないような人の意見も取り入れていかないといけない」

○富永委員長「行政はもっと知恵や工夫を凝らし、地域で眠っている人材を見つけ出して引っ張り出してほしい」

- ・第3次計画の基本目標案について、井坂委員から「第2次計画の6項目を全て残してほしい」という要望が出された。またそれについて稲垣先生から「この3項目は重点項目として特出ししているのであって、従来の6項目も消えるわけではなく、大事な部分は新しい項目に振り分けていくのだと思う（重点化と再編成）」という意見が出された。
- ・通常業務や突発的な業務の扱いについて、事務局としては施策の方向性の1つの中に全てまとめていく方針だったが、稲垣先生から「現案だと私が考えていた通常業務とニュアンスが違う。7つの法律に基づく事業や、地域の実情に応じて重点的に行っていく事業まで通常業務の範疇に入ってしまった」という指摘があった。

※福祉7法

- ・老人福祉法
- ・身体障害者福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・生活保護法
- ・児童福祉法
- ・母子及び寡婦福祉法
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法）

この7法に「社会福祉法」を加えて8法になる。

- ・また稲垣先生から、以下の意見が出された。
 - 行政は公平性を重視するため、地域の個性を無視して村全体で同じことをしようとするが、それだと上手くいかない。今後は前計画で提案された「圏域」ごとの施策が必要になってくる。
 - 「福祉」と「社会福祉」は意味が違う。「福祉教育」は本来「社会福祉」についての教育を想定しているはずだが、教育現場では「福祉」についての教育が行われているため、人材が育ってこないのである。また「福祉教育」の中を「一般」、「対象別」、「領域別」、「地域別」、「専門別」の福祉教育に区別して取り組んでほしい。
 - 「実費弁償」と「サービス対価」は区別して考えなければならない。「実費弁償」までは無償であって、ポイント制や有償の活動は、「有償サービス」である。
 - 「人」という言葉の対象を統一し、言葉の使い方を核にしていかなければならない。
 - 基本目標の短い表現の中には省略形と専門用語が混じっていて、読者に理解されにくいので、工夫していかなければならない。
 - 第2次計画がうまく行かなかった最大の理由には、東日本大震災がある。しかし確実に委員の皆さんの問題意識は変わってきているし、実行したうえで「うまくいかない」と実感されているので、もう少し丁寧にその要因を洗い出しでいった方がよい。
 - 今は社会の変化が早く、福祉の専門家ですら想定外のことが起きている時代である。委員の皆さんは勤勉・真面目で他者を心配できる人達なので、当初の目標は達成しているのに、更に目標値を引き上げてしまっている。
- ・河野委員から「前計画で目標5段階レベルの3まで達成できたのなら、そこで満足せず、第3次計画では5を目指すべきである」という意見が出された。
- ・行政とボランティア団体の連携について、以下の意見が出された。

- 河野委員から「行政とボランティア団体の連携は難しいので、行政はある程度団体を突き放してほしい」
- 須藤委員「人材育成については、これまでのように住民の主体性に任せているだけではいけない。今後、行政や村社協は、地区社協に寄り添いつつも、時には一歩踏み込んで共に対策を考え、生活困窮者支援や権利擁護など新たな施策を地域で協力してやっていくことが必要である」
- 富永委員長「住民は、全てを行政や村社協にやってもらうのではなく、自分達の意識を高く持ってやっていかなければならない。

- ・叶井委員から「第2次地域福祉計画の施策がどこまで効果があったのか検証して第3次計画に反映させていくべきである」という意見が出された。
- ・事務局から「第3次計画の基本目標案1, 2は第2次計画の文言をそのまま使うのではなく、もう少し今の状況に合った言葉に変えていかなければならない」という見解を示した。
- ・今後の会議の進め方について、叶井委員「施策の方向性が見えると、逆に基本目標が固まると思う。下からのボトムアップ方式でやってみてはどうか」という意見が出され、次回会議では、一度施策の方向性及び具体的な施策について議論してから、基本目標に立ち返って文言を再検討することになった。そのため、基本目標案の文言は仮のものとし、4つ目に「権利擁護」を加えることになった。
- ・「権利擁護」について、稲垣先生から「東海村の中にある各種サービス（施設サービス、在宅サービス、地域サービス）の利用者の権利擁護のため、法人後見を検討するほかに、市民後見や後見監督制度の導入も考えていかなければならない」という意見が出された。

（4）第3次地域福祉計画の構成（案）について

- ・第3次計画の全体構成は、第2次計画と大きな変更はないが、序論部分に「圏域」「協働」のことや最近の福祉課題（権利擁護、若年層の貧困など）を盛り込んでいくことを説明した。
- ・また、第2次計画にはなかった「評価方法」および「評価基準」を、第3次計画では盛り込んでいくことを説明した。
- ・稲垣先生から、「次回は、村の各種データ（高齢化率、孤立無援者の人数、認知症率、子どもの出生率、児童虐待件数）があると良い」という意見が出された。

（5）その他（次回の会議に向けて）

- ・事務局から以下について説明した。
 - 全体構成については、今回出した案を採用し、それを基に計画を作成していく。
 - 基本目標案については、本日いただいた意見をもとに再度検討し、次回は施策の方向性を含め再提案させていただく。
- ・稲垣先生から「次の議論では、あらかじめ基本目標ごとに施策の方向性の案を沢山出して、皆で検討していくと効率がよい」という意見が出され了承された。
- ・次回会議から参加する委員には、事前に十分な説明をしておいてほしいという意見が出された（井坂委員、富永委員長）。

5. 結 果（詳細）

（1）開 会

（2）富永委員長挨拶

今日は基本目標および構成について決めていく。私もできるだけスムーズな進行を心がけるので、皆さんもよろしく願います。

（3）稲垣先生挨拶

東海村が今年度、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、新たな事業を行うことになったと聞いた。各自治体の人口減少が深刻な今、この「戦略」で、国はなりふり構わず人口増加対策を行っていく。しかしここで注意しなければならないのは、「優性思想」に陥ってはいけないということ。「社会に役立つ子どもを生み出そう」という思想は、第2次世界大戦中に日本や世界が犯した過ちである。その結果「不用・不出来」というラベルを貼られた命が軽んじられ、誤った理解のもとでハンセン病の方が強制的に中絶させられたり生殖機能を奪われたりした。やはり、いただいた命はかけがえないものとして責任を持って守るのが人間本来の生き方である。ただし、人口減少が続けば生産力が落ちてしまい、その実体がなくなってしまう。そのため、国はこの戦略で地方に発破をかけ、いいプランニングをした自治体には予算を付けることにしている。地域福祉計画はこの「戦略」に大きく関わってくると思われる。同時進行で策定が行われている第5次総合計画後期基本計画へ建設的な意見を提示するためにも、この会議で私達の意見を集約していきたい。

（4）新任委員の紹介（大内委員挨拶）

今年度、社協の「活動計画」の担当となり、村と連携を図るため、この会議の委員に入らせていただいた。また、酒井さんにも我々の活動計画の中間見直しのための会議委員になっていただく予定である。私自身、学ばせていただきたいので、よろしく願います。

○小野寺委員および富田課長の欠席について説明。

○配布資料の確認

（5）議 事

①前回議事録の確認について（小原澤主事より前回議事録および資料2を用いて説明）

- ・地域福祉計画推進会議スケジュール（案）については、より詳細な資料を改めて提示することになったことを説明した。また、会議の進行状況に応じて評価基準および評価方法についても検討する機会を設けることや、計画完成前に民児協へ、計画完成後に地区社協会長連絡会および各地区社協集会等で説明を行うことになったことも説明した。
- ・第3次地域福祉計画の構成（案）については、前計画と比較できるような具体的な資料を改めて提示することになったことを説明した。また稲垣先生からは、「行政として必ずやらなければならない業務は繰り返し記載していかなければならない」という話があったことを説明した。
- ・第3次地域福祉計画の基本目標（案）については、行政評価結果だけでなく、委員評価結果も加味したうえで、再度提示することを説明した。また稲垣先生からは『「行政職員の福祉教育」については意味合いや項目名を変えた方がよい』というご意見をい

ただいたこと、委員の方々から「分かりやすい資料作成を意識して作業をしてほしい」というご意見をいただいたことを説明した。

- ・地域福祉計画推進会議委員の選任（案）については、現在委嘱のための準備作業を進めていることを説明した。
- ・稲垣先生からは、第3次計画に、東海村の将来を見据えた諸問題（若年層の貧困、身内による高齢者の財産搾取、福祉人材の質の低下など）を防止していくための項目（「若年層への支援」「権利擁護」「住民参加のサービス評価」）を新たに入れてほしいというお話があったことを説明した。
- ・ここで、新たな地域福祉計画推進会議スケジュール（案）（資料2）を提示し、第5次総合計画後期基本計画のスケジュールと一致させていることや、地域福祉推進担当職員が、第5次総合計画後期基本計画の福祉部門ワーキング委員に就任していること、進行状況に応じて、第3次地域福祉計画の評価基準および評価方法についても検討する機会を設けることを説明した。

②第2次地域福祉計画の住民評価結果および総合評価結果について（酒井主幹より資料3, 4, 5を用いて説明）

まずは・住民評価の際の4ルールについて説明した。

- ①住民評価は、「施策の方向性」（25項目）のレベルで行う。
- ②行政が直接に実施し、又は関与した実績のみを評価の対象とする。
- ③直接体験した項目は実感に基づいて評価し、そうでない項目は、提供されたデータから評価をする。分からないからといってD評価にはしない。
- ④課題ばかりを洗い出すのではなく、達成したことも評価する。
- ・住民評価の結果は、「施策の方向性」25項目のうち24項目が行政評価と一致し、「基本目標」6項目についても、5項目は行政評価と一致した。評価が分かれた部分は、「子どもの権利擁護（アドボカシー）を推進します」の部分で、それに伴い「権利擁護」の部分でも評価が分かれたことを説明した。
- ・総合評価の結果「B」という結果になったことを説明した。
- ・第3次計画では、行政評価および住民評価の結果を踏まえ、両方でC評価だった「人的資源」「関係性の資源」「小地域福祉活動の推進」について重点的に行っていくことを説明した。
- ・資料5は、住民評価の際、委員の皆様および稲垣先生からいただいた御意見の中からC評価だった基本目標1・3・6についていただいた意見のみを抜粋したものであること、これらを第3次計画の施策に反映させていくことを説明した。

③第3次地域福祉計画の基本目標（案）について（酒井主幹より、資料6を用いて説明）

- ・基本目標1, 2は、前計画の基本目標1, 6と同じ文言にしたことを説明した。
- ・基本目標3は、前計画の基本目標3から文言を修正し、より連携の範囲を拡大してセーフティネットを拡大させると共に、福祉部以外の課や関係機関、住民と連携して様々な地域福祉施策を推進していくことを視野に入れていることを説明した。
- ・「施策の方向性」については、今回の資料に提示したが、これらはあくまでも案であり、詳細な検討については、来月以降の会議で行うことを説明した。

〔質疑応答〕

河野委員）前回議事録のP6「第5次総合計画後期基本計画の福祉部門ワーキング委員会に住民代表として私1人しか参画しておらず」について、参画しているのは私ではないので、修正をお願いします。私は審議委員になっている。

酒井主幹) 了解した。

稲垣先生) 皆さんの評価や意見は尊重しなければならないが、ある程度できている(A・B評価)からといって今後は意識しなくていいのか。また前計画で目指したレベルが達成されたからといって、果たして「課題達成」としてしまっていていいのか。例えば、前計画で5段階レベルの3を目標としていたとして、それが達成できたからといって「目標は達成された」としてしまっていていいのか。ここまで来たら5を目指さなくていいのか。

また、地域には新しい課題が出てきているが、前計画はそこに触れていない。第3次計画では、新たな課題に取り組むべきだと思うが、この目標案だとそれらを潜在化させてしまう。基本目標はこの3つで本当に大丈夫なのか。

根本に立ち返ると、地域福祉計画は、2000(平成12)年に「社会福祉事業法」が改称され、「社会福祉法」になった際に規定され、これからの社会福祉サービスは地域福祉主体で行くことになった。その際、地域福祉を推進するための重点項目として、「権利擁護」が挙げられており、やはり忘れてはいけない事項である。

第3次計画の基本目標1・2を円滑に進めていくためには、基本目標3で行政が基盤整備を行っていくことが必要だが、「権利擁護」も抜けてはいけない。東海村では村社協が権利擁護の専門部署を作っており、今後の活動計画で「権利擁護の推進」を掲げていくのだから、車の両輪を回すためにも、村もこれから独居高齢者や障がい者、児童の権利擁護を推進していかなければならない。DVや児童虐待の話も聞こえてきているし、社会全体でサービス弱者の問題も起きてきている。ヘルパーに預金を持っていかれたというとんでもない話も出てきているのだから、権利擁護は、やっぱり村がやらざるを得ない。民生委員や小地域住民活動をされている方々に、個人の権利擁護の部分にまで踏み込んで責任を持ってもらうのはやはり負担が重過ぎる。地域の方々が要支援者を発見した際に、速やかに公的なサポートシステムに繋いでいく体制が、現時点で東海村にできあがっているとは思えない。委員の皆さんには、前計画の評価の中で出た課題を表出ししていただくだけでなく、施策の流れや東海村全体を見たときに強化が必要だと思うことを提案して欲しい。そして、その中には、「権利擁護」があってもいいと思う。

富永委員長) 確かに今までの5年間でやってきたことを分析して次の計画に繋げていくのも大事だが、現在起こっていることへ対応する施策や、将来起こりうることを想定して予防する施策も必要である。

酒井主幹) 「権利擁護」については、我々も重要性は認識しており、日常業務の中で必ず行っていくことでもあるが、第3次計画では基本目標として特出しをせず、基本目標3の中の施策の方向性「通常業務は滞りなく実施し、突発的な業務には迅速に対応します」の中で謳っていかうと考えている。

稲垣先生) 権利擁護の仕組み、システムをしっかりと作っていかないといけない。他の自治体では、市民後見人の養成を行っているが、東海村はどうしていくのか。

富永委員長) 認知症高齢者が急増している中、権利擁護や財産管理は重要な課題であり、住民にもこのことを意識してもらうようにしていかないといけない。

稲垣先生) 社協の法人後見や社会的な後見制度でも要支援者を支援し切れなくなっている中、村は自分で後見人の用意ができない人の後見をどのように行っていくのかを考えていかなければいけない。そしてそれは日常業務の範囲でできることではない。後見人を付けるにはお金もかかるし、外部機関との連携がなければできないことである。村では、認知症高齢者の支援ネットワークだけでなく、児童虐待の防止ネットワークもできてきたのだから、役場内の他部署だけでなく外部機関とも連携して地域ネットワークを構築し、その体制をバックアップしていかなければ、権利擁護は実現できな

い。そのためには、どれだけアウトリーチをかけていくかが大事である。この基本目標案では、地域で要支援者を支える人材を養成したり組織したりする部分は打ち出せているが、行政自身がどのようなセーフティネットを張っていくのかが打ち出せていない。今までやれてきたからもう十分ということではなく、村の地域課題は変化してきているのだから、要支援者の支援方法も進化させていかなければならない。

富永委員長) この課題は、今ここで全部決めるのではなく、よく検討してほしい。他に意見はあるか。

大内委員) 第3次計画では基本目標が3本になっているが、これは第2次計画の基本目標6本を3本に置き換えるというより、スリム化しているということなのか。

酒井主幹) 申し訳ないが、もう一度説明してほしい。

大内委員) 例えば第2次計画の基本目標5「権利擁護」については、第3次計画ではそのままスライドで入るのか。

酒井主幹) 第3次計画では「権利擁護」については基本目標にはしないつもりであった。

叶井委員) これまでの先生のお話だと、「権利擁護」については、基本目標に入れて仕組みを作っていくべきだと思う。(住民評価のシートにも書かせていただいたが) 成年後見制度や日常生活自立支援事業は今後ますますニーズが高まっていくが、現状では成年後見人を立てたり後見サービスを受ける部分で課題がある。今後を考えると、仕組みづくりや市民後見人の養成をしていかないと、権利擁護はできないのではないか。今の話を聞いて、第2次計画の基本目標5「権利擁護」は第3次計画に残していくべきだと思った。

富永委員長) 他に意見はあるか。

稲垣委員) 委員の皆さんの間に理解にズレがあるようなので、ここでもう一度確認するが、従来の第2次計画では基本目標が6本あり、第3次計画ではそれを3本にしたいということであるが、事務局よろしいか。

酒井主幹) お見込みのとおりである。したいとは思っている。

富永委員長) まだ確定ではないのだから、委員の皆さんには自由に意見を言ってほしい。

稲垣先生) どうやら第2次計画の基本目標6本はそのまま残って、資料6の3本は重点施策だと思っている委員がいるようである。

富永委員長) そこははっきりさせた方がいい。

酒井主幹) 今までの流れを確認するが、当初私達が考えていたのは、第2次計画で評価が低かった部分を取り出して、第3次計画の基本目標にするという案で、今それに追加して「権利擁護も基本目標に入れた方がいいのではないか」というご意見をいただいたところである。

叶井委員) 現時点でA評価を受けた施策でも、今後を考えるとこのままでいいのだろうか。今後は評価が下がっていく恐れがある。

富永委員長) 他に意見はあるか。今日は皆さんにちゃんと意見を言ってほしい。

叶井委員) 基本目標2「小地域福祉活動を積極的に推進します」は前計画と同じ文言だが、推進するのは住民であって、行政は「推進するための基盤づくり」をするのだと思う。住民が踊れるための舞台を整備するイメージである。それから第2次計画で「福祉圏域」という言葉があったが、第2次計画では、小地域福祉活動をするために、福祉圏域のデータを住民に提供する施策があったかと思うが、小地域福祉活動者がランドデザインを描けるように地域の情報を提供してほしい。

酒井主幹) それは、第2次計画の施策の方向性2-1「圏域ごとに現状及び課題の分析を行うとともに、将来像を明らかにします」だと思うが、その部分は、第3次計画の基本目標2にぶら下がる施策のうち「各学区ごとに地域福祉の現状及び課題の分析を行い、小地域福祉活動を担う団体へ情報を提供します」が該当する。この部分で叶井

委員がおっしゃった部分を行っていく。

叶井委員) ぜひ圏域を意識して実施してほしい。

酒井主幹) 了解した。

叶井委員) それから第2次計画で謳われた「CSWの設置」については、第27回会議(平成26年3月25日開催)では「財政的な面で難しい」ということだったが、「CSWは小地域福祉活動のキーマンとなる」という結論にもなったので、第3次計画でもCSWの配置について代替案を考えてほしい。

酒井主幹) 確かにCSWの配置については第2次計画でD評価になり、我々としても今後どうしていくか懸念しているところではある。

叶井委員) お金がないなら知恵を絞ってほしい。今、我々は小地域福祉活動を行っても壁にぶつかることが多く、ふれあい協力員さんの中でも疲れてしまって辞めていく人も出てきている。この現状を打破するためにも、CSWのような地域のキーマンを設置することは必須だと思う。

稲垣委員) そのためには第3次計画で「地域診断」(アセスメント)を行い、より深刻度の高い危機的な地域をモデル地域に選定し、そこにまずCSWを配置し、その効果を検証していくことを提案できないか。第2次計画では6人の配置を希望していたが、戦略を変更して、第3次計画では、まず1人の配置から始める。これは基本目標1か2に入れ込めると思う。

富永委員長) ここは大事なところである。他に意見はあるか。

叶井委員) 以前に作った重点項目検討作業シートの中で、「人材発掘・育成のための具体的な仕組みづくり」には、「人材を発掘する大きな制度・ルール」や「各組織に応じたきめ細かな仕組みや配慮」が必要である』という意見が出ていた。これらを反映し、第3次計画の基本目標1の文言は、前計画と同じではなく、「人材を育成するための仕組みづくり」などに変えていくべきである。第2次計画と同じ目標だと違いが分からない。

富永委員長) 今の意見は重要である。あるアンケート調査を見たのだが、「機会があればボランティア活動や市民活動に活動してみたい」と考えている人は多数いるが、その人達は「団体や活動内容についての情報がなく参加するキッカケが掴めない」という理由で活動していないようだ。人材発掘・育成の必要性については以前から言われているが、行政は具体的な施策を行っていないため。アンケート調査をするとか、近隣企業に働きかけをしに行くとか、具体的なことを行ってほしい。叶井委員のおっしゃったように、前計画と同じ目標ではどうしようもない。

酒井主幹) お2人のおっしゃるとおりである。今言っていたことは、基本目標1の施策の方向性以降で謳っていきたいと考えている。例えば、基本目標1の施策の方向性の1つ「住民に対し、地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法を分かりやすく周知します」という部分で、子どもや子育て世代、退職者などにターゲットを絞って、小地域福祉活動の魅力や必要性、参加方法などを周知していくことを考えている。また、参加してみたいがキッカケが掴めないような方に対しては、「住民が地域福祉活動へ参加しやすい仕組みづくり」の中で、施策を行っていきたいと思っている。

富永委員長) そのような部分で、我々のような小地域福祉活動者を利用してほしい。行政が行って説明するより、我々が「小地域福祉活動も結構面白いですよ」なんて言う方が効果があるのではないか。とにかく具体的に色々やっていくべきである。

酒井主幹) そのとおりである。この部分は第2次計画で全然できなかったのだから、第3次計画では、地域の皆さんからアイデアや参加をいただいてやっていきたいと考えている。

富永委員長) これは小地域福祉活動だけでなく、自治会を含めた地域全体の課題である。

他に意見はあるか。

叶井委員) 第3次計画の基本目標1～2についてだが、第2次計画ではなぜできなかったのかを検討すると、目標設定が変わってくるのではないか。

河野委員) 第2次計画で人材育成や小地域福祉活動の推進ができなかった要因についてだが、普段、小地域福祉活動をしている人達の多くが「地域福祉」について理解していないまま活動していることも要因の1つだと思う。

酒井主幹) 活動の目的や地域福祉の概念を理解しないまま、何となく活動している人が多いということか。

河野会長) そのとおりである。そういった中で人材育成をしていくのは難しいと思う。また「活動の有償性・無償性」についてだが、行政は小地域福祉活動を「ボランティア」と捉えているが、今の住民は活動に報酬を求め、無償では仕事を受けてくれなくなっているの、その辺をよく理解したうえで、人材育成をしていかなければならないし、仕組みを考えていかなければならない。

酒井主幹) そういった部分は、基本目標1の「住民が地域福祉活動へ参加しやすい仕組みづくりを行います」の部分で行っていきたいと考えている。

河野会長) 仕組みづくりについて、具体的に考えていかなければならない。

酒井主幹) そのとおりである。具体的なことは、施策の方向性以降のレベルで謳っていくが、考えられるのはポイント制だろうか。

河野委員) 具体的なことは別として、仕組みの検討は必要である。

稲垣先生) そこまで行ってしまうと議論が深入りしてしまうのでここで止めておいた方がいい。委員の皆さんは、同じことを繰り返し謳っていくことに空しさを感じているのである。人材育成や小地域福祉活動の推進については、10年前からあちこちの会議で言われているが、いつも文言の表現が同じである。それは、効果測定などの工夫を行っていないからだと思われ、今後、そこを丁寧に考えていけば、新たな施策が出てきて、文言も変わっていくはずである。

富永委員長) そのとおりである。ただ「人材を育成します」というだけではダメである。

相巢委員) この課題については、我々社協でも地域の方々から幅広く意見をもらっていかねばならないが、今はまだごく一部の住民からしかいただけていない。住民の意見を集める方法も新たに考え、会議に出ていないような人の意見も取り入れていかないといけない。

富永委員長) 行政にはもっと知恵や工夫を凝らしてほしい。例えば、地域には能力があるのに家に籠っている男性がいるので、彼らに働きかけて一人でも地区社協に入ってもらえるようにしてほしい。人や社会のために活動したい人は必ずいるはずである。そういう人を見つけ出して引っ張り出してほしい。大変難しいことだが、少しずつやってみよう。

井坂委員) 第2次計画では基本目標が6項目だったものを、第3次計画では3項目にスリム化するということだが、私としては6項目を全て残してほしい。

稲垣委員) このような計画では、重点項目を挙げて、読者の興味をかきたてるように作ることが多い。そのため、事務局でも、この3項目を重点項目として特出ししているのであって、ここに出されていない施策について意識していないわけではない。従来の6項目も消えるわけではなく、大事な部分は新しい項目に振り分けていくのだと思う。言うなれば重点化と再編成である。

河野委員) 私は3項目にスリム化することに反対ではないが、第2次計画の基本目標6項目の中で、第3次計画の基本目標案3本に当てはまらない部分は、どこに入ってくるのか。

酒井主幹) 第3次計画の基本目標3にぶら下がっている施策の方向性の1つに、「通常業

務は滞りなく実施し、突発的な業務には迅速に対応します」という項目を設けたが、ここに入れていこうと考えている。前回会議で、稲垣先生より「行政として必ずやらなければならないことは落とさずに、抽象化して計画に残すべきである」というご意見をいただいたので、このような項目を設け、行政の地域福祉推進担当が行う業務を具体的な施策のレベルでここに納めていこうと考えている。

稲垣先生) それだと、私が考えていた通常業務とニュアンスが違ってくる。社会福祉を推進するための業務には、仕事の基盤となる部分と事業としてやっていかなければならない部分がある。そのうち事業の部分は、時代が変わっても必ず行っていかなければならない7つの法律に基づくものと、地域の実情に応じて重点的に行っていくものがある。事務局の基本目標案でいう「通常業務」の中には、それらも含み込まれてしまっている。

また行政は公平性を重視するため、地域の個性を無視して村全体で同じことをしようとするが、それだと上手くいかない。今後は前計画で提案された「圏域」ごとの施策が必要になってくる。

また皆さんは「福祉」と「社会福祉」の区別ができていない。「福祉」は「皆が幸せになること」であって幅が広く、「安全な水や空気がある環境を次世代の子ども達に残す」ことを最大の課題としている。そのうえで「社会福祉」は、地域に各種制度やサービス、安定した産業を整備し、住民自身が安心して安全な暮らしを営めるように整えたうえで、住民に地域の要支援者をもれなく支える力をつけてもらうことである。「福祉」も大事だが、一方でたった今生活に困っていたり介護や虐待に悩んでいる人々を支える「社会福祉」という日本の制度も大事である。そのため「福祉教育」の中にも「一般」、「対象別」、「領域別」、「地域別」、「専門別」の福祉教育』という発想を持って取り組んでほしいし評価を行ってほしい。また、「福祉教育」についてだが、皆さんが想定しているのは「社会福祉」についての教育のはずだが、現状で行われているのは一般的な「福祉」教育だから、人材が増えてこないのである。

また、「実費弁償」と「サービス対価」は区別して考えなければならない。「実費弁償」までは無償であって、ポイント制や有償の活動は、「有償サービス」である。皆さんが求めているのは無償性の「実費弁償」（かかった費用くらいは出してほしい）である。昔、武蔵野市は実費だけでなく利益も還元されるポイント制を導入したが、今となっては成功したかは分からない。

それから皆さんがおっしゃっている「人」というのは同じ対象を指しているのかも疑問である。今後、具体的に施策を議論していく中で丁寧に確認をして、言葉の使い方の了解を取っていくことが必要である。また、基本目標などは短い表現の中に省略形と専門用語が混じっていて、委員の皆さん以外には理解しにくいので、そこも工夫していかなければならない。

第2次計画がうまく行かなかった最大の理由には、東日本大震災があると思う。もし通常どおりあの計画を実行できていれば、もう少し効果があったはずだが、あまりにも突然大きなアクシデントがあり、人もお金も全部その対応にもっていかれ、計画が頓挫してしまった。もう一つ上を言えば、第2次計画を踏まえて災害支援がどうできたか検証できればよかったが、そこまでもできなかった（それは、別の機会に災援プランと一緒に検証ができればよい）。しかし、皆さんは決して同じ事を繰り返しているわけではない。確実に皆さんの中の問題意識は変わってきているし、実際にやってみたうえで「うまくいかない」と実感されているので、もう少し丁寧にその要因を洗い出しでいった方がよい。

富永委員長) そういうことなら、私達は前進しているはずである。他に意見はあるか。

叶井委員) 10年前に比べて私達は前進しているが、それ以上に社会の変化が早いと感

じている。そのため私達も進化のスピードを上げていかなければならないのか。

稲垣先生) それは無理である。なぜなら、私達専門家ですら、子どもの6人に1人が貧困のため学校に行けない時代が来るとは想定しておらず、その状況に追いつけていないからである。皆さんは勤勉・真面目で他者を心配できる人達なので、当初の目標は達成しているのに、皆さんの中の危機感が、更に目標値を引き上げてしまっている。

河野委員) 最初に先生がおっしゃったが、前計画で目標5段階レベルの3まで達成できたのなら、そこで満足せず、第3次計画では5を目指すべきである。それから「連携」についてだが、行政とボランティア団体の連携は難しい。いつの間にか「やらされ感」が出てしまうし、団体も行政を頼りすぎてしまうので、行政は重々気をつけて、ある程度突き放してほしい。

須藤委員) 確かに河野委員のおっしゃっていることも分かるが、人材育成については、これまでのように住民の主体性に任せているだけではいけないと思う。例えば地区社協では、この10年で住民主体の活動の基盤が整ったが、協力員の高齢化の問題が出てきた。そのため、今後は行政や村社協が地区社協に寄り添いつつも、時には一歩踏み込んで共に対策を考え、生活困窮者支援や権利擁護など新たな施策を地域で協力してやっていくことが必要だと思う。

河野委員) 連携や協働が大切なので、あくまで対等な関係でやっていってほしい。

富永委員長) 全てを行政や村社協にやってもらうのではなく、住民が意識高くやっていかなければならない。

叶井委員) 第2次地域福祉計画は、地域福祉の推進のためのアイデアが満載の計画だったが、このアイデアがどこまで効果があったのか検証して第3次計画に反映させていくべきである。まちづくりファシリテーター養成講座は当時とても盛り上がったので、リーダー養成のためにどのような効果があったのか気になるところである。

酒井主幹) 第2次計画の各施策の結果は、第3次計画でも施策の方向性以降で反映させていく。今日は基本目標を固めたいのだが、皆さんのご意見を受けて、基本目標1, 2については第2次計画の文言をそのまま使うのではなく、もう少し今の状況に合った言葉に変えていかなければならないと感じている。

叶井委員) 施策の方向性が見えると、逆に基本目標が固まるのではないか。下からのボトムアップ方式でやってみてはどうか。

酒井主幹) では、一度施策の方向性及び具体的な施策について議論してから、基本目標に立ち返って文言を再検討することにする。今回の基本目標案の文言は仮のものとし、4つ目に「権利擁護」を加えることにする。

富永委員長) 事務局としては4つでいいのか。私は「権利擁護」が今の3つのどこかに入れば3つでも構わないが。

稲垣先生) 「権利擁護」は基本目標1, 2には入れられない。特にナショナルミニマム(行政責任)が強く問われている言葉なので、行政計画には必要である。

富永委員長) 当初は「重点的に行うことのみを基本目標とし、総花的な計画にはしない」ということだったが、足りないのもいけない。

稲垣先生) 「権利擁護」についてももう1つ付け加える。東海村の中にある各種サービス(施設サービス、在宅サービス、地域サービス)の利用者の権利擁護については、地域の中でどういう目を育むのか、どういう人材に協力してもらうのかを考えていかなければならない。これは従来の小地域福祉活動とは性格を異にするので、現状の中で「権利擁護」の分野を開拓したり人材育成をするのは難しい。「市民後見」は簡単にはやれないが、今後行政でも検討していかなければならないし、その結果、「やらない」と決めたならば、行政と社協で法人後見の体制を構築し、「後見監督制度」についても考えていかないといけない。社協の活動計画の中でも、サービスを提供する側としての問

題提起が出てくるはずである。

④第3次地域福祉計画の構成（案）について（高橋主幹より、資料7を用いて説明）

- ・第3次計画の全体構成は、第2次計画と大きな変更はない。
- ・大項目については大きな変更はない。
- ・中項目については、「重点施策」のページは設けない。
- ・詳細について、第2次計画の第1部第3章の中にあった「圏域」「協働」の内容は重要な部分なので、第3次計画では「序論」に盛り込み、読者に早い段階で読んでもらえるようにする。
- ・最近の福祉課題「権利擁護」「若年層の貧困」なども序論に盛り込んでいく。
- ・第3次計画の第1部第2章には、現在の地域の課題や小地域福祉活動の状況などを盛り込んでいく。
- ・第2次計画にはなかった「評価方法」および「評価基準」を、第3次計画では盛り込んでいく。
- ・各種データは最新のものに差し替える。

〔質疑応答〕

稲垣先生) 次回は、村の各種データ（高齢化率、孤立無援者の人数、認知症率、子どもの出生率、児童虐待件数）があると良い。それらを使って、この5年間の委員の皆さんの住民感覚と実際のデータの変化を見ることが出来る。

富永委員長) 他に意見もないようなので、司会を事務局にお返しする。

芳賀補佐) 了解した。第3次計画については、この全体構成案を元に作成していく。基本目標案については、皆さんからいただいた意見をもとに再度検討し、施策の方向性を含め再提案させていただく。

稲垣先生) 次の議論で大事なものは、基本目標ごとに施策の方向性の案を沢山出して、皆で検討していくことである。事務局には、最初からあまり整理せずに沢山方向性の案を出しておいてもらい、それを整理していくという議論のやり方をしていった方が効率的だと思う。

富永委員長) それでよろしいか。

(一同了承)

富永委員長) それでは、次回会議の日程を確認する。

芳賀補佐) 次回は、6月15日（月）14時からである。午後からなのでご注意願いたい。

井坂委員) 地域福祉計画推進会議には、委員を補充すると聞いたが、次回会議にはその方達も出席するのか。

芳賀補佐) そのとおりである。

富永委員長) 議論も進んでしまっているので、その方達には、事前に十分な説明をしておいてほしい。

井坂委員) 私も前回会議の前には説明がなかったので、全然分からなかった。

稲垣先生) 井坂委員には大変失礼なことをして申し訳ない。次回に入る委員にはきちんと説明をしていく。

芳賀補佐) それでは本日はこれで終了する。

(5) 閉 会